

財政援助団体等監査結果に関する報告

第1 監査の対象

次のとおりである。

1	公益財団法人浜松市勤労福祉協会(出資団体監査)
・市の出資比率	45.5%
・団体の所管課	産業部 産業総務課
2	株式会社なゆた浜北(出資団体監査)
・市の出資比率	78.0%
・団体の所管課	産業部 産業振興課

第2 監査の範囲

平成29年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。

また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

第3 監査の期間

平成30年11月1日から平成31年1月21日まで

第4 監査の方法

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管課の事務が適正に執行されているかについて、団体ごとに設定した着眼点に基づき、関係書類を抽出により監査するとともに、関係者から説明を聴取した。

第5 監査の結果等

1 公益財団法人浜松市勤労福祉協会(出資団体監査)

(1) 団体の概要

設 立	昭和 63 年 3 月 1 日
所 管 課	産業部 産業総務課
設 立 目 的	勤労者の福祉の推進、勤労者の知識及び教養の向上等に関する事業を行うとともに、浜松市が設置する労働福祉施設の管理運営を行い、もって勤労者の福祉の推進及び勤労意欲の向上に寄与する。
事務所の所在地	浜松市中区城北一丁目 8 番 1 号
組 織 (平成 30 年 3 月 3 1 日 現 在)	ア 役員等 37人(理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事9人、評議員9人、監事2人、運営委員14人) イ 職 員 16人
主 な 事 業	ア 中小企業勤労者等の生活の安定及び財産形成並びに老後生活の安定に関する事業 イ 中小企業勤労者等の健康の維持増進及び自己啓発に関する事業 ウ 中小企業勤労者等の余暇活動に関する事業 エ 会員を対象とする慶弔給付に関する事業 オ 機関紙等の発行等情報提供に関する事業 カ 浜松市勤労会館の管理運営に関する事業 キ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
市 と の 関 係	出えん金 50,000,000 円(出資比率 45.5%)

(2) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

2 株式会社なゆた浜北(出資団体監査)

(1) 団体の概要

設 立	平成 11 年 11 月 4 日
所 管 課	産業部 産業振興課
設 立 目 的	遠州鉄道浜北駅前に建設した再開発ビル(公共公益施設と商業施設及び住宅を主用途とした複合ビル)「なゆた・浜北」の総合的な管理運営事業と商業床の賃貸事業を行う第三セクターの会社として設立した。
事務所の所在地	浜松市浜北区貴布祢 3000 番地
組 織 (平成 30 年 3 月 3 1 日 現 在)	ア 役員等 6人(代表取締役社長1人、取締役3人、監査役2人) イ 職 員 10人
主 な 事 業	ア 浜北駅前再開発ビル並びにその付帯設備の管理及び運営業務 イ 不動産の売買、賃貸、仲介、管理、保有並びに運用業務 ウ 駐車場の管理及び運営業務 エ 店舗の販売促進に関する企画、調査、研究及び指導業務 オ 浜松市に設置する公共施設の管理、運営に関する受託業務 カ 損害保険代理業 キ 広告代理業
市 と の 関 係	出えん金 195, 000, 000 円(出資比率 78. 0%)

(2) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

第6 財政援助団体等監査の結果に基づく意見について

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出する。

株式会社なゆた浜北(出資団体監査)

所管課 産業部 産業振興課

株式会社なゆた浜北は、再開発ビル「なゆた・浜北」の総合的な管理運営と商業床の賃貸事業を行う第三セクターとして設立された市の外郭団体であり、産業振興課はその所管課として、「浜松市外郭団体の設立及び運営に対する関与の基本方針」を踏まえ、団体の運営について指導及び助言していく責務がある。

団体は、建物の区分所有等に関する法律第25条第1項の管理者である。しかし、平成26年9月に策定した長期修繕計画によると積立金の不足が見込まれるが、団体は管理者としてこれまで積立金の見直しについての議案提出を行っておらず、同法第26条第1項に規定する集会の決議を実行する責務を十分に果たしていないと思われる。

団体が適正な管理者としての職責を果たしていくため、産業振興課は団体の業務内容や課題を適切に把握し、指導及び助言する等、一層積極的に関与し、浜北区役所及び中央図書館とも情報共有等を行うことにより、外郭団体として設立した所期の目的を達成できるよう、その運営に努められたい。